

～10月は「骨髄バンク推進月間」です～

骨髄（こつずい）バンクは、白血病をはじめとする血液疾患のため「骨髄移植」などが必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。

ドナーが見つかる確率は他人の場合、数百～数万分の一。

移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。

骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して助成金を交付します

●助成の対象者

次のすべてに該当する人が対象となります。

- ①骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した人または提供者の自己都合以外の理由により提供が中止された人
- ②市内に住所を有する人
- ③事業所等に勤務する人または自営業の人
- ④骨髄等の提供に関し、他の法令等による同種同類の助成金等を受けていない人
- ⑤暴力団関係者ではない人

※自己都合により提供を中止した場合は、対象外となります。

●助成の内容

- ①健康診断のための通院
- ②自己血貯血のための通院
- ③骨髄等の採取のための入院
- ④その他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談

※事業所等が定める休日、ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日、その他の有給休暇制度を利用して取得した休暇の日は助成の対象とはなりません。

※骨髄等の提供により生じた健康被害のための通院、入院もしくは面談は除きます。

●助成金額

1日あたり2万円（上限10日間、1回の提供につき20万円）

助成金の詳細・申請書のダウンロードは
飯塚市ホームページを参照ください。
(右記コード参照)



骨髄ドナーの登録については、公益財団法人
日本骨髄バンクのページを参照ください。
(右記コード参照)



《申請先・問合せ先》

飯塚市役所福祉部
健幸保健課健康づくり係
TEL 0948-96-8613
FAX 0948-25-8994